

# 土地の売買にあたっては事前に届出が必要です

## 1 公拡法による届出や申出のあらまし

都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するために、地方公共団体等が必要な土地を計画的に取得することを目的として、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」といいます。）が定められています。

公拡法では、下記の届出制度と申出制度の2つを設けており、その土地が公共施設の整備等に必要なものとして判断されれば、県、市町等が土地の所有者と協議を行い、合意に達すればその土地を買い取るものです。この制度を十分ご理解いただき、ご協力をお願いします。

## 2 届出制度

土地の所有者が、次のような土地を売買や交換などにより有償で譲渡しようとするときは、契約を結ぶ前に、市の区域にある土地については各市長、宇多津町の区域にある土地については宇多津町長、それ以外の土地については各町長を経由して知事に届け出る必要があります。（公拡法第4条）

対象となる土地	面積要件
・都市計画決定された施設の区域内にある土地 ・道路、都市公園、河川などとして計画決定された区域内にある土地 など	200㎡以上
・都市計画区域内の土地	10,000㎡以上

## 3 申出制度

土地の所有者が、県や市町等の公的機関に対して、次のような土地の買取りを希望するときは、その旨を市の区域にある土地については各市長、宇多津町の区域にある土地については宇多津町長、それ以外の土地については各町長を経由して知事に申し出ることができます。（公拡法第5条）

対象となる土地	面積要件
・都市計画決定された施設の区域内にある土地 ・道路、都市公園、河川などとして計画決定された区域内にある土地 など	200㎡以上
・都市計画区域内の土地	

## 4 手続きの流れ

届出または申出を行う際は、以下の手続きが必要となります。

- ① 土地所有者は、**譲渡する前に**、届出書または申出書に位置図などの必要な書類を添付して、市の区域にある土地については各市長、宇多津町の区域にある土地については宇多津町長、それ以外の土地については各町長を経由して知事に提出してください。
- ② 書類を受理した日から起算して3週間以内に結果を通知します。
- ③ 買取りを希望する地方公共団体等がある場合は、買取りの協議に入ります。

## 5 土地の譲渡制限

届出または申出が行われた土地については、以下の期間または時点まで**他人にその土地を譲渡することはできません。**（公拡法第8条）

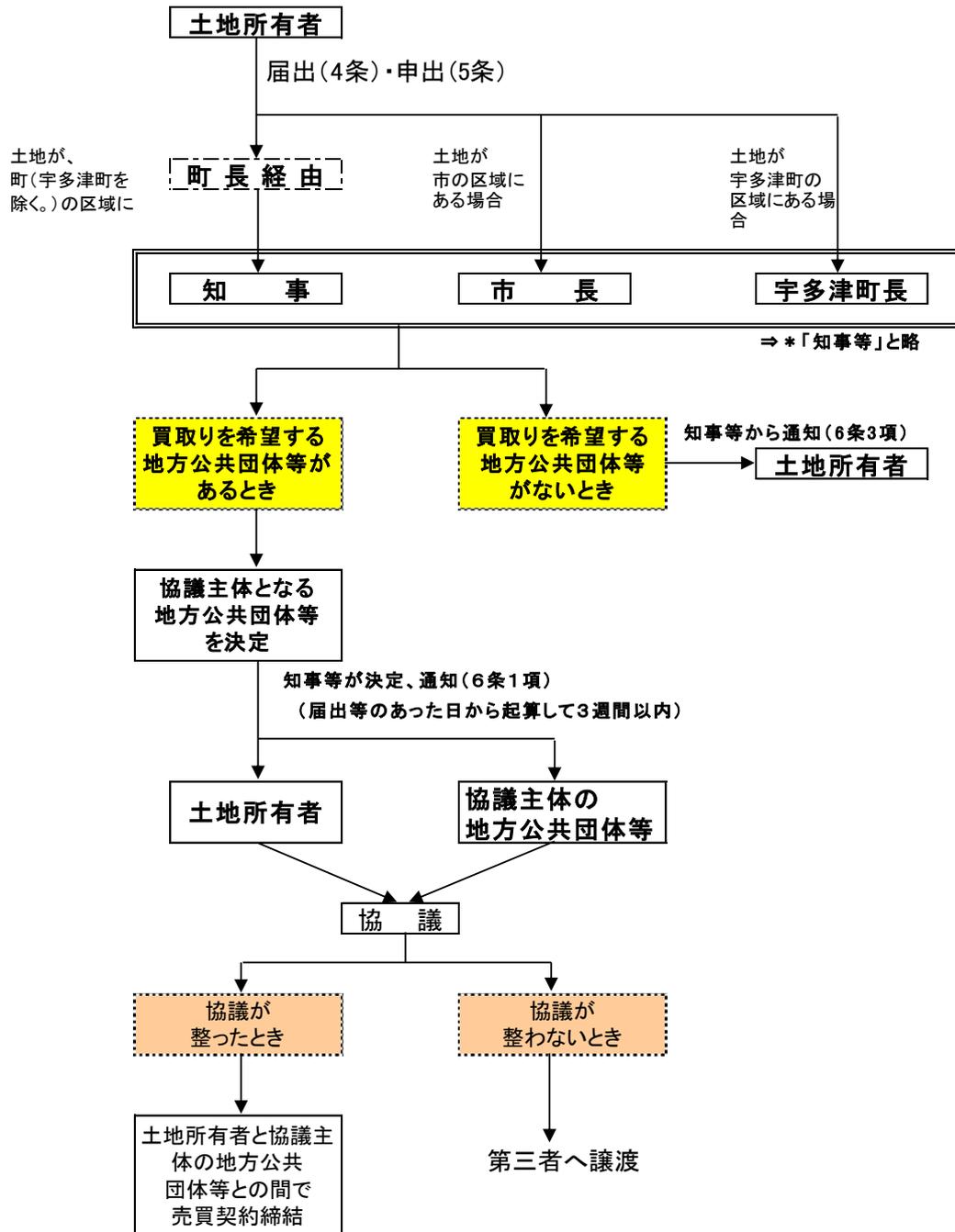
- ① **買取り協議を行う旨の通知があった場合は、通知があった日から起算して3週間を経過する日**（その期間内に、協議の不成立が明らかとなったときは、その時）
- ② **買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知があった場合は、その通知があった時**
- ③ ①または②の通知がなかった場合は、**届出または申出を行った日から起算して3週間を経過する日**

## 6 罰則

以下の行為を行った場合、50万円以下の過料に処される場合があります。（公拡法第32条）

- ① 届出を行わず土地取引を行った者
- ② 虚偽の届出を行った者
- ③ 5に違反して①～③で規定する期間内に土地を譲渡した者

【公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出等から契約までの流れ】 ※H25.4.1～



### 問合せ先

香川県土木部都市計画課 都市施設整備グループ  
 〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号  
 TEL 087-832-3558  
 FAX 087-806-0222

公拡法の概要・届出等の様式については県のHPの「様式ダウンロード」に掲載しています。(県のHPのURL <http://www.pref.kagawa.lg.jp/>)